

労働安全衛生関係免許の申請手続きのご案内

－各種免許申請書の提出先と添付書類について－

申請に必要な書類一覧

1 免許申請書（様式第12号）

様式は、労働局及び各監督署に備えてあります。インターネットからダウンロードして印刷した様式も使用できます。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei22/shinseisho.html）

2 収入印紙1,500円分（手数料）

日本政府発行のもの。都道府県等が発行する「収入証紙」ではありません。

3 写真1枚（証明写真）

縦3センチ、横2.4センチ、6ヶ月以内に撮影したもの、上三分身、脱帽、無背景、鮮明で変色のおそれのないものがが必要です。

4 切手について（免許証郵送用）

免許証郵送用切手460円分をご用意ください。

5 ご本人を確認できる書類

氏名、生年月日、現住所を確認できる書類です。

運転免許証、住民票（6ヶ月以内に発行したもの）、現在所持している労働安全衛生法関係免許証（ラミネート式またはカード式のみ、古い二つ折り様式の免許証は、交付から25年以上経過しており、証明となりません）等。

6 滅失事由書（←クリック）（免許証滅失の経過を明らかにする書面）

様式は、労働局及び各監督署に備えております。

7 変更事項を証する書面

住民票又は戸籍謄本、抄本等

8 その他に必要な書類

申請内容によっては、上記の他に必要な書類もありますので、あなたが申請する内容に関する案内（2ページ以降）をご覧ください。

安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、
免許試験合格通知書を交付されて免許申請する場合

提出先 東京労働局 免許証発行センター
(〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館2階)

必要書類 1、2、3及び4
その他下記の書類が必要です。

- ・免許試験合格通知書（原本）

注意点 ① 5の「本人を確認するための証明書」は原則必要ありません。ただし、受験申請後に氏名、住所に変更があった場合には、その旨を証明する公的書類（住民票、戸籍抄本等）が必要になります。
② 特級・一級・二級ボイラー技士免許申請においては、実務経験等を証明する書類の提出が必要です。

クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士の
学科試験に合格した後、一年以内に実技教習を
修了して免許申請する場合

提出先 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局
(参考：埼玉県内に住所がある場合は、埼玉労働局)

必要書類 1、2、3、4及び5。
その他下記の書類が必要です。

- ・免許試験結果通知書（原本）
- ・実技教習修了証（原本）

その他（無試験で新規に免許申請する場合等）

提出先 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局
(参考：埼玉県内に住所がある場合は、埼玉労働局)

必要書類 1、2、3、4、5及びその他必要な書類。

・無試験で新規に第一種衛生管理者免許を申請する場合（保健師、薬剤師等の免許証の原本、指定された大学の履修科目を取得することにより、無試験で免許申請ができる場合は、大学の卒業証明書及び、履修科目証明書等が必要です。）

～ [無試験で免許申請ができる大学の一覧はここをクリック](#) ～

- ・衛生工学衛生管理者免許を申請する場合
- ・特別ボイラー・普通ボイラー溶接士免許を更新する場合

※免許申請の必要な書類については健康安全課にお問い合わせください。

免許証を滅失又は損傷して再交付申請する場合

提出先 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局、又は、免許証の交付を受けた労働局
必要書類 (滅失の場合) →1、2、3、4、5及び6。

(損傷の場合) →1、2、3、4及び5

その他下記の書類が必要です。

- 損傷の場合、損傷した免許証

氏名が変わって書替申請する場合

提出先 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局、又は、免許証の交付を受けた労働局
必要書類 1、2、3、4、5及び7。

その他下記の書類が必要です。

- 書替前の労働安全衛生法関係免許証

注意 住所が変更になった場合の書替の必要はありません。

お問い合わせが多い事項

Q1 申請から手元に届くまで、どのくらいの期間がかかりますか。

A1 およそ1ヶ月間はお待ちください。特に、年末年始及び年度末には申請が集中するため、もう少しお時間をいただくことがあります。

Q2 免許証の再交付と書替を同時に行うことができますか。またこの場合、申請書の金額はいくらですか。

A2 同時に申請していただくことは可能です。1件分となり、1500円になります。

なお、新規申請と再交付を同時に行う場合、申請は2件分となるケースもあります。詳しくは、埼玉労働局健康安全課までお問い合わせください。

Q3 申請時に古い免許証を一緒に提出すると有りますが、当面の業務に必要です。

A3 労働局又は監督署の窓口にて、免許証の写しに原本確認証明を行うことができます。申請の際には、この証明を受けた写しを提出してください。新しい免許証がお手元に届くまで使用することが出来ます。

Q4 現在求職中ですが、申請書の「勤務先等連絡先の所在地」の欄は、どのように記載するのでしょうか。

A4 昼間連絡の取れる場所及び電話番号(携帯電話番号)をご記入ください。

【申請に際しての留意事項】

1 郵送申請について

免許証に係る申請は、**必要書類**を同封していただき、埼玉労働局あてに**郵送**で申請することもできます。但し、以下の書類は写しで結構です。運転免許証、各種身分証明書（保険証、マイナンバーカード（マイナンバーの番号部分は覆い隠してください。）、パスポート等）、また無試験で新規に第一種衛生管理者免許を申請する場合での保健師、薬剤師等の免許証。

2 収入印紙の購入について

埼玉労働局及び各監督署では、収入印紙及び切手の販売はしておりませんので、あらかじめ郵便局等にてご購入下さい。

なお、収入印紙は**必ず所定の金額分（1,500円）**を購入してください。収入印紙の金額が多い場合、過納付となるため、申請書に過納分の金額を破棄する旨の記載および押印が必要になります。

3 免許証の統合について

複数の労働安全衛生法に基づく免許証をお持ちの方は、新しい免許証が交付される際、それぞれの資格が一枚の免許証に統合されます。そのため、申請時には、現在お持ちの旧免許証を全てご提出いただく必要があります。

【郵送及び問い合わせ先】

〒330-6016

さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー 15F

埼玉労働局 労働基準部 健康安全課

Tel: 048-600-6206